

# 令和6年度 第3回 松山市子ども・子育て会議

## 地域子育て部会 会議録

### 1. 日時

令和6年11月12日（火）10:00～11:00

### 2. 場所

松山市青少年センター 1階 大会議室

### 3. 当日の出席者等

#### (1) 出席委員（7名）（五十音順、敬称略）

安藤 有紀, 井上 もと子, 田中 美紀, 友川 礼, 中岡 彩, 村岡 則子, 安永耕造

#### (2) 事務局

子育て支援課, こどもえがお課, こども相談課, 保育・幼稚園課, すくすく支援課,  
障がい福祉課

### 4. 傍聴の可否

可（傍聴者0名）

### 5. 会議次第

#### (1) 開会

#### (2) 協議事項

①「松山市子ども計画（案）」について～計画掲載事業～

②「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部改正及び追加事業の提供区域の設定について
- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」について
- ・子ども・子育て支援の推進方策等について

#### (3) その他 連絡事項等

#### (4) 閉会

### 6. 配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・資料1-1 松山市子ども計画について～計画掲載事業～
- ・資料1-2 取組事業一覧
- ・資料2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部改正及び追加事業の提供区域の設定について
- ・資料3 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）「量の見込み」「確保の内容」について
- ・参考資料 地域子育て支援事業の各事業の概要と直近の現状及び実績
- ・資料4 「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」の子ども・子育て支援の推進方策等について

## 会議録

### 1. 開会

#### ・事務局

ただ今から、「令和6年度 第3回 松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会」を開会させていただきます。本日の部会につきましては、委員10名のうち、7名の委員の方にご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例の規定により本会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

開会に先立ちまして、子育て支援課長巻田からご挨拶申し上げます。

～巻田課長挨拶～

#### ・事務局

それでは、松山市子ども・子育て会議条例の規定により、議事進行は、部会長にお願いいたします。部会長、よろしくをお願いいたします。

### 2. 協議事項

#### ・部会長

みなさま、おはようございます。お忙しい中、お集りいただきありがとうございます。

さて、本日の議題は、「松山市こども計画」に記載する事業につきまして、そして「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みと確保方策や推進施策等について、それぞれ当部会が所管する項目を協議します。これらの議題について、前回の会議で頂戴した皆様のご意見を踏まえた計画の修正案について、事務局から説明がなされます。

加えて、本日は、「松山市こども計画（案）」及び「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」の地域子育て部会が所管する部分を決定し、次回の全体会で報告する予定となっています。

それでは、時間も限られていますので、スムーズな議事進行へのご協力をお願いいたします。

では、協議事項（1）「松山市こども計画（案）」の計画掲載事業について、資料1-1、資料1-2を用いて事務局から説明をお願いします。

#### （1）「松山市こども計画（案）」について～計画掲載事業～

#### ・事務局

～事務局から、資料1-1、資料1-2に基づき松山市こども計画（案）～計画掲載事業～について説明～

#### ・部会長

以上で、説明は終わりました。

「松山市こども計画」に掲載する事業について、委員の方々からいただいたご意見等をもとに修正を行ったとの説明でした。

何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

#### ・委員 A

今回は議事録が市民にも公開されるということですので、改めて市民にも問うていただきたいという観点で、再度ご確認と事務局にご提案ということでございます。

まず、対応方針に書かれている説明、市全体で医療、福祉、学校が連携するしくみを強化していくのは、当然の前提のことです。今回、私が提案しましたのは、全国的には地域別のネットワークに加えて、学校を拠点とした、ひとつひとつの学校の中で起きている教育問題ではない福祉的課題や医療的課題を要する生徒がどのくらいいるのかを踏まえ、地域レベルでネットワークを組んで、1ケース1ケース対応していくのは当然ですが、それに加えて全国では学校の中での、例えば地域の中の医療機関や福祉機関など、子どもや家庭の生活圏域の中でネットワークを張りながら、チーム学校を機能させていく、既存の枠組みとは別の役割としてスクールソーシャルワーカーを配置するべきだという議論です。こちらには割愛されていますが、エビデンスとして、全国の中核都市 62 都市のうちスクールソーシャルワーカーを配置していないのは、2都市のみです。これが、全国標準から劣っているということを指摘しているにも関わらず、地域レベルの子ども相談課や教育支援センター事務所のネットワークが既存にあるのでそこを充実させていくというのは、議論が噛み合っておりません。

改めて、最低限のスクールソーシャルワーカーの活用をするよう、ご意見させていただきます。併せて追加意見にも出しましたが、私はこの10年間スクールソーシャルワーカーの活用の有無・是非を問うために、各学校現場での研修や松山市教育センター研修で何度も、スクールソーシャルワーカーを松山市の各学校に配置出来たら、先生方の関わりや児童・生徒の医療・福祉の課題がどれくらい早期に対応できるかということと、子ども相談課や教育支援センター事務所を批判するものではなく上乗せで要るものだということ、教育現場の先生方にお伝えしてきました。すると、スクールソーシャルワーカーは必要であるという同意を切実なご意見として預かっています。本当に、教育現場への子ども相談課や教育支援センター事務所のアプローチだけで、今の現場が疲弊しないでやれるというエビデンスがあれば、不要な社会資源を生み出す必要はありません。優秀な子ども相談課のソーシャルワーカーがいるのも存じ上げています。しかし、対応が間に合っていないという現状に対して、この子ども計画がこれから5年・10年の未来の土台として作られようとしているのであれば、今年の計画に載せられなくても、明確なエビデンスを取って、順次進めていくための方策の見通しぐらいはお示しいただかないと、学校の先生方が現場で十分働けない状況に対してこのままの体制というのは、不本意でしかないということを、再度お伝えしたいと思います。

私たちのような間接的な者だけが意見するものではなく、児童・生徒の保護者や学校現場で直接汗をかいて働いている先生方にも、スクールソーシャルワーカーの配置が本当に不要かどうかを確認のうえ、進めていただけるような計画であってほしいと思います。

・委員 B

学校によって、全く問題の無い学校もあれば、すごく配慮が必要な学校もあります。以前の学校では、手が足りない状況は確かにありました。見守らなければならない時に、自分の仕事を置いて見守りに入ることも多々ありました。確かに委員がおっしゃったような方が、常駐してくれると、学校としては助かります。

ただ、全部の学校に配置する必要はありません。今の学校では穏やかな生活が送られているので、来ていただいても何をすれば良いかということになってしまいます。やはり、学校の実態をよく見ていただき、必要な学校に定期的に入って相談していただける体制があると、先生方も安心して自分の本来の業務に関わることが出来ると思います。

・部会長

ありがとうございました。学校によっても異なるが、ある程度巡回して必要な所に支援するソ

ーシャルワーカーの配置の仕方もあるのではないかというご提案をいただきました。

事務局の方から何かご意見ありますでしょうか。

・事務局

各委員から貴重なご意見をありがとうございました。今後、ご意見につきましては担当課である教育支援センター事務所にしっかりと伝えさせていただきます。また、ご質問等につきましては、担当課からお答えさせていただく形をとらせていただきたいと思います。

ちなみに、今回の計画の中には、現時点ではスクールソーシャルワーカーの配置は事業一覧に掲載しておりませんが、今後、検討していく中で、仮に実施するようになれば、毎年計画の取り組みや事業の点検評価を行ってきます。したがって5年間の計画を立てた5年間は、事業一覧に入れられないというわけではございません。毎年点検評価を行っていく中で、事業の追加等は可能であることをご説明させていただきます。また、ご意見がありましたら、教育支援センター事務所にお伝えしますので、引き続きよろしくお願いたします。

・部会長

5年間の計画の中で必要性がでてくれば、事業一覧への配置を検討されるということですか。

・事務局

実際に事業を実施する、しないについては、所管課の判断になりますが、各所管課で検討したうえで、実施する判断を行った場合、この計画にも追加することは可能であるという主旨です。

・部会長

分かりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

・委員 A

愛媛県スクールカウンセラーの活用は新規に検討されているので、そのような形で、県のスクールソーシャルワーカー活用事業と連携していく形で、段階的に、拠点校へ重点的に施策をモデル的に行うということもある。是非、これで終わりではなく、引き続きご検討いただければありがたいです。

・部会長

貴重なご意見をそれぞれの立場からいただきました。他にご意見等ございますか。

それでは、(1)「松山市子ども計画」の計画掲載事業については、ご意見も踏まえ、再度、部会長と事務局で調整の上、最終的には部会長に一任していただき、後日、各委員にも報告することよろしいでしょうか。

～委員から異議なし～

では、事務局はこの部分について、全体会での報告に向けて、部会長と協議した上で、作業を継続していただくようお願いします。

(2)「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」について

①子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部改正及び追加事業の提供区域の設定について

・ 部会長

続いて、協議事項（２）「第３期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」の「①子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部改正及び追加事業の提供区域の設定」について、事務局から説明をお願いします。

・ 事務局

～事務局から、資料２に基づき「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部改訂及び追加事業の提供区域の設定」について説明～

・ 部会長

以上で、説明は終わりました。国の基本指針の改正内容の説明と、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられた「妊婦等包括相談支援事業」「産後ケア事業」の「量の見込み」の算出範囲となる提供区域を、市内全域の１つに設定するという説明でした。

何か質問等ありますでしょうか。

・ 委員 C

ご説明について再確認させていただきたいと思います。「児童発達支援センター等に関する事項等の追加」のところで、障がい児支援の体制を整備するということですが、今、障がいのさまざまな部会で、この話題が出ています。松山市に児童発達支援センターは４か所あります。障がい児の支援という意味合いで、今後中核的な役割を果たしていくということです。もともと児童発達支援センターは４か所あるという状況を活かしながら、いろいろ整備が進んでいると思います。障がい児の施策に関してと、しっかりとした連携や数の見込み等について、今回は計画から外れていますが、そのようなセンターの位置づけがどの程度必要なのか、そのあたりに関しては松山市こども計画の中に、障がい児の項目等を入れ込んでいかないといけないのではないかと考えています。

先程の説明にもありましたが、こどもに関連する個別計画が４つの計画ということで、障がい児福祉計画が今回は入らない、関係部局間で連携ということで話がありましたが、今後、この児童発達支援センターに関する項目のところでも、そういうものも含めて子ども達の支援体制を考えていく必要があると思いますので、ご検討をいただければと思います。

・ 部会長

貴重なご意見をいただきましたが、事務局から何かございますか。

・ 事務局

障がい児の福祉計画もこども計画と一体的に策定しないのかというご意見について、計画の策定事務の事情で言いますと、障がい者の視点で年齢にとらわれず一連で対応すべきということ考えから、障がい児福祉計画は障がい福祉計画と一体で策定するよう国の指針で示されていたため、その指針に基づいて、障がい福祉計画と障がい福祉計画を一体的な計画として昨年度策定しました。計画期間は令和６年度から３か年で、今回のこども計画は来年度から５年間ですので、どこかのタイミングで一体して策定できるかどうか、今後検討していくことになると思います。その旨を、障がい福祉課にも伝えたいと考えています。

・ 部会長

ご意見を踏まえたくえで、事務局等で作業していただきたいと思います。

それでは、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに位置づけられた2つ事業の提供区域について、事務局（案）を承認してよろしいでしょうか。そして、全体会への報告の取りまとめについては、事務局に一任することよろしいでしょうか。

～委員から異議なし～

では、事務局はこの内容について、全体会での報告に向けて、取りまとめ作業をお願いします。

## ②地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の内容」について

・ 部会長

次に、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保の内容」について、事務局から説明をお願いします。

～事務局から、資料3に基づき「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」「量の見込み」「確保の内容」について説明～

・ 部会長

以上で、説明は終わりました。

前回の会議でいただいたご意見を基にした項目の修正案と、新たに位置づけられた2つの事業について説明がありました。

また、前回の説明以降、意見がなかった項目は、今回示した事務局（案）を計画（案）としたいとの説明でした。

何か質問・ご意見等ありますでしょうか。

～委員から意見なし～

・ 部会長

それでは、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保の内容」について、提示のあった事務局（案）を承認することでよいでしょうか。

全体会への報告の取りまとめについては、事務局に一任することよろしいでしょうか。

～委員から異議なし～

では、事務局はこの部分について、全体会での報告に向けて、取りまとめ作業をお願いします。

## ③子ども・子育て支援施策の推進方策等について

・ 部会長

続いて、「子ども・子育て支援策の推進方策等」について、事務局から説明をお願いします。

～事務局から、資料4に基づき「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）の推進方策等」について説明～

・ 部会長

以上で、説明は終わりました。「子ども・子育て支援策の推進方策等」について、前回の会議でいただいた意見と、国の基本指針の変更点を反映して修正するとの説明でした。

何か質問等ありますでしょうか。

～委員から意見なし～

・ 部会長

それでは、「子ども・子育て支援策の推進方策等」について、事務局（案）を承認することによってよろしいでしょうか。

全体会への報告の取りまとめについては、事務局に一任することによってよろしいでしょうか。

～委員から異議なし～

では、事務局はこの部分について、全体会での報告に向けて、取りまとめ作業をお願いします。

・ 部会長

以上で、「松山市こども計画（案）」及び「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」に関する議事が終了いたしました。これまでの全体を通して、改めてご意見・質問等がございましたら、よろしくをお願いします。

それでは最後に委員の皆様から、一言ずつ、ご意見・ご感想などいただけたらと思います。

・ 委員 C

事務局を中心とした、いろいろな準備や作成等ありがとうございました。良いものが、できつつあるのではないかと思います。ただ、計画に関しては、実行されて市民からの評価を得るところからだと思います。今回、こどもを中心にしたということなので、その方々から、この計画の実行に関して評価をいただくことが大事だと思います。

いろんな意味で、この後の、毎年度の見直しによって計画が随時変わってくる状況をしっかり押さえていく必要があると思います。見直しをしていくと、この場でもご発言をいただきましたので、今後、私たちの方も確認させていただき、市民からの声を拾いながら良いものを作っていければいいと考えています。

毎回申し上げていることですが、障がい児の施策はこどもの施策と併せて考えていただくことが必要という理念を私は持っています。計画を進めていく中で、常に障がいのあるこどもがこの会議の中に、実際にいるのかなと思ってしまう状況があるし、先日ある保護者からも同様なことを言われました。是非、障がい児の施策を、このこどもの施策の中にしっかり入れ込む形で、今、国が作っているようなものに、松山市も近づいていけたらよいと思っています。

・ 委員 D

こどもの権利条約が国連で批准されて以降、日本では最近になって一気に「こどもまんなか社会」実現への施策が次々と展開されているように思います。今まで、こどもは次の段階と抑えられて、今、急激に一つひとつの施策によって実現され、こどもの本当の幸せが実現されれば良いと思っています。

ただ、国の施策と地域とは少し異なる段階があるので、国の施策は大事ではあるけれど、地域の現状をしっかりと把握して、地域の現状に応じた施策をよろしく願いいたします。

・委員 F

少子化がどんどん進んでいる割には、児童クラブのこどもは増えています。現状を考えると、第2小学校を作らないといけないという感じです。施設を増やすだけでなく、やはり内容が非常に大事になってきます。何かと多様性と言って済ませてしまう傾向がありますが、確かに多様性は必要ですが、反面、甘えやわがままではないかと思うので、これから市の方も中身についても検討していただけたらと思います。

・委員 G

2児の母で子育て中の立場からすると、こどもまんなかということで、計画の施策が実現されることに希望を持っています。

今のこども達は、コロナ禍で経験が乏しく、また共働き世帯が増える中で、親とのかかわりの時間が薄くなっています。そのような環境下で、自分達が育ってきた環境とは違う環境の中で、育っています。

行政の仕組みで守られていくけれど、こどもがまんなかと書かれてはいますが、大人が掲げたものに対してまとめられるのではなく、仕組みを作っていく中で、その都度、こども達のリアルな声を聞いていかなければと思います。親が聞いてもこどもは自分の気持ちを上手に表現することが出来ない部分があるので、たくさんの大人が関わることによって、見えてくるものもあると思うので、よりよい社会づくりのためにも、主役であるこどもたちの声を聞く。この仕組みを作ったとしても、まず活用するのは親など大人なので、その大人にきちんと施策の情報が行き届く必要があります。

貧困層には情報が届きにくく、どのようにすればよいか分からず抜け出せないループにいる部分もあります。そのような層にもしっかりと、このような事をやっていると届くように。計画を作って、実施しています、で終わりではなく、松山市のすべての人が、行っている施策が分かるように、広報していかなければならないと思います。希望を持って応援しています。

・委員 A

毎回、目一杯議論させていただいたので、全く悔いはございません。今回は土台を作ったということで、土台の見直しや、もっと良いものを作っていくために、引き続きいろんな立場で松山市が良くなるように、全力を尽くして参りたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

・委員 B

最初の会議から、どんどん審議をすることで、中身が具体的になり、凄いなと思うことが多かったです。事務局を中心にすごく時間をかけてくださったことに感謝します。

学校からのお願いになるのですが、さきほど、こどもの意見というお話がありましたが、保護者が優しいと、こどもも優しいです。なので、是非、もうすぐ父や母になる方にしっかり学んでほしい、こどもを大切にしてほしい。自分の家庭で、こどもをまんなかに出来るようにしてくれないと、こどもの土台が無くて学校に来ると、やはり不安定な部分があります。なので、産前、産後ケアの時に子育てはこのようにしたら良いという認識を持っていただくことが一番大切だと思います。広報活動をして、そういう支援が必要な家庭は見ないことが多くて、結局取りこぼしてしまいます。なので、最初の赤ちゃんが生まれる前の、ドキドキして希望に満ちた時に、認識を持っていただけると、ずっとそれが、子育てのベースなるのではないかと期待しています。今はこども達の中には、すさんでいるこどももいる。その子たちが、健やかに育つよう、どうぞ力をお貸してください。



・ 部会長

皆様から貴重なご意見を頂戴いたしました。

今回の計画に携わる中で、1点目に国籍、障がいなどの有無に関わらず、すべての子ども達を対象としているのか、2点目にサービスの量は大事ですが同時に、今は、質の充実に転換する期にあると考えます。今の子ども達の状況に応じた展開が必要であること、3点目に計画は市民の理解と協力がなければ、子ども達へのサービスの拡充も進展しません。ですから、子どもとその家庭を含むすべての市民へ分かりやすい説明と対応を引き続き行い、耳を傾ける姿勢と取り組みの重要性が、今回の計画を通じて示されたと考えます。

委員の皆様、これに終わることなく協働と連携を引き続き、よろしくお願いいたします。

・ 部会長

続いて「連絡事項等」について、事務局から説明をお願いします。

### 3. その他 連絡事項

・ 事務局

～事務局から、連絡事項等について、説明～

・ 部会長

それでは、以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。  
事務局にお返しします。

### 5. 閉会

・ 事務局

部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「令和6年度第3回松山市子ども子育て会議・地域子育て部会」を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

本日は、誠にありがとうございました。

(了)